



事業主のみなさま

こんなお悩みお持ちではないですか？



建設キャリアアップシステム登録



インボイス制度(適格請求書等保存方式)



法人設立

調布支部で **すべて相談受付中** です

▼ 詳しく知りたい方は必須事項をご記入のうえ、下記までFAX送信をお願い致します。

必須

※ゴム印の押印で
かまいません

● 御社名

● ご担当者様

● ご連絡先(電話番号)

▼ ご興味のある内容に✓を入れてください

建設キャリアアップシステム インボイス制度 法人設立

▶ **FAX.042-484-0524**



建設業で働く仲間の仕事と暮らしを応援

東京土建一般労働組合

〒182-0017 東京都調布市深大寺元町 1-15-1

調布支部

TEL.042-484-0505

✉ mail : chofu@tokyo-doken.or.jp





建設キャリアアップシステムの登録は済んでいますか

国は2023年度を目標として、民間工事を含め全ての工事で建設キャリアアップシステムを完全実施することにしています



建設キャリアアップシステムへ未登録のままだと…

- ✓ 公共工事の事業者選定の基準として CCUS 登録事業所が優先される
- ✓ 元請け事業者が発注先事業者へ CCUS 登録を条件とする場合がある

調布支部は建設キャリアアップシステムの認定登録機関です。申請用紙の受け取り・記入補助・登録ができます。調布支部に相談いただければ事務手数料はかかりません。



インボイス制度(適格請求書等保存方式)についてご存知ですか？

2023年10月導入予定のインボイス制度が始まると、今までのような取引ができなくなる可能性があります

インボイス制度の導入によって事業者が気をつけなければいけないこと

- 帳簿記載が煩雑
- 会計ソフトや請求書のフォーマット変更が必要
- 請求書の記載項目が増える
- 書類の保管は7年間
- 仕入れ税額控除の要件が厳しくなる
- 免税事業者との取引は控除額計算が異なる



課税事業者

取引先からの請求書が適格請求書でない場合、課税仕入れに含めることができなくなる

免税事業者

発注事業者から課税業者になることを求められたり、単価引き下げや値引きを求められたり、取引から除外されることがありえる

適格請求書発行事業者の登録申請は、2021年(令和3年)10月1日から開始されます。インボイス制度についての疑問や不安は調布支部へご相談ください。



法人設立をサポート

個人事業主から法人なりをする時は健康保険、厚生年金、雇用保険や建設業許可、法人税の申告等様々な手続きが必要です。調布支部では東京土建経営センターと提携する司法書士と連携し、法人設立に必要な手続きをトータルでサポートしています。

